

## 安曇野市告示第 76 号

安曇野市無線 LAN サービスの利用に関する要綱を次のように定める。

平成 30 年 3 月 8 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 安曇野市公衆無線 LAN サービスの利用に関する要綱

(目的)

第 1 条 安曇野市（以下「市」という。）は、市民及び観光来訪者に対する利便性の向上、行政からの情報発信力の強化及び災害時の活用を目的として、市が整備した公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」という。）の利用に必要な事項を定めるものとする。

(利用者資格)

第 2 条 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、この要綱の規定及び東日本電信電話株式会社が定める「インターネットご利用時の注意事項」に同意した者とする。

2 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(利用料)

第 3 条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、本サービスを使用するために必要な通信端末等の機器及び利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず利用者が負担するものとする。

(本サービスの内容)

第 4 条 本サービスで利用できる機能は次のとおりとする。

- (1) 市からのお知らせ等の情報配信機能
- (2) 無線 LAN を利用したインターネット接続機能

(利用場所及び利用時間)

第 5 条 本サービスを利用することができる施設及び利用時間は、市長が別に定める。

(本サービスの利用条件)

第 6 条 本サービスに接続できる機能を搭載したパソコン、スマートフォン、タブレット端末等（以下「パソコン等」という。）の機器は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用者が準備したパソコン等及び当該パソコン等の付属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 4 本サービスを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 5 本サービスへ接続するパソコン等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの対策は、利用者が行うものとする。
- 6 本サービスの利用者は、他の来庁者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。
- 7 施設の利用方法については、当該施設の指示に従うものとする。

(利用手続)

第7条 利用者は、本サービスに接続し、ウェブブラウザに表示されるログイン画面及びユーザー登録画面に必要な事項を入力することにより、利用を行うものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスの利用に際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 法人の営利を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
- (8) 法令に特別の定めがある場合を除くほか選挙運動又はこれに類する行為
- (9) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者へ周知することなく、本サービスの利用を中止することができる。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワーク障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他管理責任者が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、その理由を問わず、市は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 市は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、市は一切責任を負わないものと

する。

3 無線LAN接続機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、市は一切責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 11 条 利用者がこの要綱の規定に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(変更等)

第 12 条 市は、利用者の承諾を得ることなく、この要綱を変更することができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本サービスの利用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 3 月 8 日から施行する。